

本人訴訟と、代理人訴訟の違い

(×=ご本人の負担が大きい。△=ご本人の負担がある。○=ご本人の負担が一番小さい。)

	本人訴訟	司法書士の支援を受けた 本人訴訟	代理人訴訟
	期日への出頭も、提出する各種書面の作成もすべてご本人だけで行う。	司法書士による本人訴訟支援(訴状・答弁書・準備書面作成および口頭弁論期日同行支援。)	司法書士は140万円までなら可能。 弁護士は金額に限らず可能。
費用	○ 訴訟の実費(印紙・切手・交通費)だけ。	△ 司法書士に対する書類作成報酬がかかる。	× 司法書士報酬・弁護士報酬がかかる。
口頭弁論 期日	× ご本人の出頭が必要。 手続ミスや主張もれを防ぐことができない。	△ ご本人の出頭が必要。 期日のたびに、ご本人と司法書士が打ち合わせる ことで、手続ミスや主張もれを防ぐことが可能。	○ 代理人が出頭。 代理人は期日の報告をご本人に行う。
証人 尋問※	× ご本人が証人を尋問する。 証人の言った矛盾を発見し、弾劾することは困難。	△ ご本人が証人を尋問する。 証人の言った矛盾を発見し、弾劾することは困難。 尋問事項を司法書士とあらかじめ打ち合わせる ことが可能。	○ 代理人が証人を尋問する。 証人の言った矛盾を発見し、弾劾することが可能。
当事者 尋問	× ご本人が、あらかじめ裁判所と相手方に提出した 尋問事項書を裁判官が読み上げる形で尋問する。 間違っても、訂正してくれる人(代理人)がい ない。 相手方に尋問事項が渡ってしまい、作戦を練られ てしまう可能性がある。	△ ご本人が、あらかじめ裁判所と相手方に提出した 尋問事項書を裁判官が読み上げる形で尋問する。 間違っても、訂正してくれる人(代理人)がい ない。 相手方に尋問事項が渡ってしまい、作戦を練られ てしまう可能性がある。 尋問事項を司法書士とあらかじめ打ち合わせる ことが可能。	○ 簡単な尋問事項書を提出し、その範囲内で、代理 人が質問する。 間違っても答えれば、再度質問をしてくれる代理人 (司法書士・弁護士)がいる。
和解	× 呈示された和解案が相場と比べて高いのか安い のか解らない。	△ 司法書士がご本人に過去の裁判例などを説明し、 和解交渉はご本人がする。	○ 代理人が事件の落としどころを見極め、ご本人に 承諾を得たうえ、和解する。
	↓	↓	↓
事件の 種類	書面による証拠の揃った事件で、争いになっている 金額がごく少額な事件。	書面による証拠の揃った貸金請求事件・サラ金に 対する過払金返還請求事件・賃料滞納による明渡 請求事件程度ならば、可能。 尋問を要する種類の事件では困難なことが多い。	どのような訴訟であっても対応可能。

※証人尋問・・・当事者(原告・被告)でない第三者を法廷に呼び出して行う尋問。